

前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の改正について（議案第35号）

子育て施設課

1 改正の理由

本市の放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の配置状況を踏まえ、みなし支援員に係る経過措置（放課後児童支援員となるために修了しなければならない認定資格研修を修了していない者であっても令和2年3月31日までに当該研修を修了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすことができるもの）を延長するため、所要の改正を行う。

2 内容

みなし支援員に係る経過措置を1年間延長する。

3 施行期日

令和2年4月1日